

○国東市企業立地促進条例施行規則

平成21年12月21日

規則第50号

改正 平成27年4月1日規則第28号

改正 令和3年3月24日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市企業立地促進条例(平成21年国東市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、新設の場合は、操業を開始した日から起算して6箇月以内、増設等の場合は、操業を開始した日から起算して3箇月以内に、指定立地企業指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 会社概要
- (4) 事業所の位置図及び事業所内の設備配置図
- (5) 事業所の立地に伴う土地、家屋及び償却資産の取得にかかる契約書の写し
- (6) 事業所の賃貸借契約書の写し
- (7) 固定資産台帳の写し
- (8) 公害防止協定の写し
- (9) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に規定する労働者名簿
- (10) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、指定を決定し、指定立地企業指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(遵守義務)

第4条 指定立地企業は、事業所の立地に係る表明の日から1年以内に直接事業の用に供する土地、家屋及び償却資産の取得(賃借を含む。以下この条において同じ。)に着手しなければならない。

- 2 指定立地企業は、事業所の立地に係る表明の日から3年以内に操業を開始しなければならない。ただし、土地の取得を行う場合は、土地の取得に係る契約締結から3年以内とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定立地企業は、関係法令、条例及び本規則に定める事項を遵守しなければならない。

(変更の申請)

第5条 指定立地企業は、第3条の規定による指定立地企業指定通知書を受けた後、当該指定に係る事項を変更しようとするときは、指定立地企業指定事項変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、申請を承認し、指定立地企業指定事項変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 指定立地企業は、条例第4条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、指定立地企業指定通知書を受領した日以後1年を経過した日から起算して30日以内に指定立地企業助成金交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 労働基準法第107条に規定する労働者名簿
- (2) 新規雇用従業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 新規雇用従業者の住民票の写し
- (4) 事業所の立地に伴う土地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の支払いを証する書類
- (5) 事業所家賃の支払いを証する書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、助成金の交付を決定し、指定立地企業助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた指定立地企業が、助成金の交付を請求するときは、指定立地企業助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第10条 指定立地企業は、条例第7条第2項の規定により事業を廃止し、又は休止した旨を報告するときは、指定立地企業事業(廃止・休止)届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、条例第7条の規定により指定を取り消す場合は、指定立地企業指

定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知により、助成金の交付決定を取り消す場合は、指定立地企業助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(助成金の返還命令)

第12条 市長は、条例第7条の規定により助成金の返還を命ずる場合は、指定立地企業助成金返還命令通知書(様式第11号)により行うものとする。

(承継の申請等)

第13条 条例第6条の規定により立地企業の地位を承継しようとする者は、指定立地企業指定承継申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請を承認し、指定立地企業指定承継承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。